

**改正**

平成19年3月30日告示第83号

平成19年10月30日告示第198号

平成20年3月5日告示第13号

平成20年10月1日告示第154号

平成25年5月1日告示第62号

築上町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、築上町が実施する小型合併処理浄化槽設置整備事業について、補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

**第2条** 小型合併処理浄化槽設置整備事業は、町長が定める地域内において小型合併処理浄化槽を設置しようとする者（以下「設置者」という。）が実施する。

(定義)

**第3条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 小型合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であつて、処理対象人員が10人以下のもので、し尿浄化槽の構造基準（昭和55年7月14日建設省告示第1292号）第1号、第4号及び第5号に適合し、又は第8号の認定を受けた浄化槽であり、かつ、通常の使用状態において、生物化学的酸素要求量の除去率が90パーセント以上及び浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が20ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の処理能力を有するものをいう。

(補助金の交付)

**第4条** 町は、町長の定める地域内において、設置者に対して予算の範囲内で小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第

6条第1項による確認を受けずに、小型合併処理浄化槽を設置する者

(2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの

(3) 町納付金を滞納している世帯（誓約書等を提出し、分納を行い完納が確実に見込める世帯は除く）

(4) 町の指示に従わない者

（補助金額）

**第5条** 補助金の額は、小型合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表に掲げる額を限度とする。

（補助金交付申請書）

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 位置図（付近見取図）

(2) 住宅平面図（配置配管図）

(3) 浄化槽設置届及び受理書の写し

(4) 工事請負契約書の写し

(5) 誓約書

(6) 小型合併浄化槽機能保証登録証

(7) 浄化槽設備士免状又は終了証書の写し

(8) 浄化槽認定シート、登録証の写し及び浄化槽管理（C）票（10人槽以下のみ）

(9) 住宅等を借りている者は、当該賃貸住宅所有者の承諾書

(10) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

**第7条** 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知するものとする。

（変更承認申請書等）

**第8条** 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、同項の補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、

若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、町長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

**第9条** 補助対象者は、補助金に係る事業完了後（前条第1項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知書を受領した日から1月以内）当該年度の3月31日までに実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1） 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- （2） 浄化槽法定検査依頼書の写し
- （3） 浄化槽設置施工工事の写真の写し
- （4） 小型合併処理浄化槽設置しゅん工届書及び領収書の写し

（交付額の確定）

**第10条** 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、速やかに、補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

**第11条** 前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第7号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

**第12条** 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他の不正な手段により補助金を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

**第13条** 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（設置工事施工監督）

**第14条** 町長は、補助事業を適正に執行するため、小型合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

(その他)

**第15条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の築城町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成3年築城町要綱第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**附 則**（平成19年3月30日告示第83号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年10月30日告示第198号）

(施行期日)

1 この告示は、平成19年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施工日の前日までに、築上町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成18年築上町告示第25号）に基づき申請が為された補助金の取扱いについては、改正前の要綱を摘要するものとする。

**附 則**（平成20年3月5日告示第13号）

この告示は、平成20年3月5日から施行する。

**附 則**（平成20年10月1日告示第154号）

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

**附 則**（平成25年5月1日告示第62号）

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

**別表**（第5条関係）

|      |       |
|------|-------|
| 1 区分 | 2 限度額 |
|------|-------|

|        | 1 基につき 円 |
|--------|----------|
| 5 人槽   | 332,000  |
| 6 人槽   | 373,000  |
| 7 人槽   | 414,000  |
| 8 人槽   | 458,000  |
| 9～10人槽 | 548,000  |

(国庫補助基準額と同額とする。)

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

様式第 6 号 (第 10 条関係)

様式第 7 号 (第 11 条関係)